

第1回京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会 議事録

日 時：令和7年8月18日（月）10：00～11：50

会 場：京都市役所分庁舎4階 第2・3会議室

出席者：委員（五十音順）

伊藤 知之 弁護士

塩見 葉子 京都市PTA連絡協議会 会長

曾我 謙悟 京都大学公共政策大学院 院長

玉井 亮子 京都府立大学公共政策学部 教授

山田 陽子 公認会計士・税理士

1 開会

司会（人事部長）

それでは、予定の時刻となりましたので、令和7年度第1回京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。進行を務めます、行財政局人事部長の秋山でございます。どうぞよろしくお願いします。

冒頭に、会議の成立に必要な定足数について確認いたします。本日は、委員5名全委員に御出席いただいております。従いまして、委員総数の過半を超えることから、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会規則第3条第3項の規定に基づき、本委員会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議は、京都市市民参加推進条例第7条に基づき、公開とし、傍聴席・記者席を設けております。写真、テレビカメラでの撮影、録音につきましては、議事運営の都合上、議事に入る前までとさせていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、本委員会の開会に当たりまして、行財政局人事担当局長の藤田より御挨拶を申し上げます。

2 人事担当局長挨拶

人事担当局長

委員の皆様には、御多忙の中、当委員会委員に御就任いただき、改めて感謝申し上げます。

また、日頃から市政推進、運営に多大な御協力を賜っておりますことについて、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

昨年度、市長・副市長等の給与については、あるべき水準を議論するため、23年ぶりに特別職報酬等審議会を開催し、当審議会からの答申を踏まえて改定をしたところでございます。

行政委員の報酬につきましても、市長等と同様、長年改定していない状況にあり、改めて、今日の社会情勢等も踏まえた検討が必要と認識しております。

また、昨年１２月に市会において「行政委員の報酬の在り方に関する検証及び措置を求める決議」が行われたことも踏まえ、当委員会を設置したものでございます。

今年度中に、複数回の開催を予定しており、御負担をお掛けしますが、委員の皆様には、幅広い観点からの調査・審議をお願いしたいと思っております。

また、本日の委員会でも、忌憚のない御意見・御議論をいただけると幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

３ 委員紹介

司会（人事部長）

それでは、委員委嘱後、初めての委員会ですので、氏名の五十音順に委員を御紹介いたします。資料１として、委員名簿を配布していますので御参照ください。

弁護士の伊藤知之委員です。

伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

京都市PTA連絡協議会会長の塩見葉子委員です。

塩見委員

京都市PTA連絡協議会から来ました塩見と申します。よろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

京都大学公共政策大学院院長の曾我謙悟委員です。

曾我委員

京大の曾我と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

京都府立大学公共政策学部教授の玉井亮子委員です。

玉井委員

玉井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

公認会計士・税理士の山田陽子委員です。

山田委員

山田です。よろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

（事務局職員の紹介）

4 委員長選出・委員長代理の指名

司会（人事部長）

続きまして、委員長の選出でございます。資料2第1回資料冊子の1ページを御覧ください。資料の中ほど、下線を引いております。京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会規則第2条第2項で、「委員長は、委員の互選により定める」と規定しております。どなたか、立候補又は推薦はございませんでしょうか。

玉井委員

曾我謙悟委員を委員長に推薦いたします。行政委員の業務は多岐にわたり、幅広い観点からの議論が必要であることから、行政学が御専門で、地方自治も含めた大変幅広い御見識をお持ちの曾我委員が今回の検討委員会の委員長にふさわしいと思い、推薦いたします。

司会（人事部長）

ただ今、曾我委員を推薦する旨の御発言がございました。他に立候補又は推薦はございませんか。

——異議なし——

司会（人事部長）

曾我委員、推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

曾我委員

承りました。謹んでお受けいたします。

司会（人事部長）

それでは、曾我委員を委員長に選出いたします。恐れ入りますが、曾我委員長は、中央の席へ移動をお願いいたします。

司会（人事部長）

続きまして、委員長職務代理者の指名でございます。規則第2条第4項に基づき、曾我委員長から御指名をお願いします。

曾我委員長

最初の仕事ということで、私から指名をさせていただきます。他の審議会等の委員経験も御豊富なことから、山田委員にお願いしたいと思います。

司会（人事部長）

山田委員、いかがでしょうか。

山田委員

御指名いただき恐縮です。お受けいたします。

司会（人事部長）

それでは、山田委員を委員長代理といたします。

5 諮問

司会（人事部長）

それでは、本市から委員会に対し、諮問を行います。人事担当局長から曾我委員長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

——人事担当局長から曾我委員長へ諮問文を提出——

司会（人事部長）

ありがとうございました。それではお席へお戻りください。

それでは、議事に入ります。冒頭申し上げたとおり、写真、テレビカメラでの撮影、録音はここまでとさせていただきます。以後の議事進行につきましては、曾我委員長、どうぞよろしくお願いします。

6 議事

資料説明

曾我委員長

ありがとうございました。それではここから私が議事進行をさせていただきます。委員の皆様には活発な議論と、ぜひ皆様の同意を得て良い結論を得たいと思っていますので、御協力いただければと思っております。それではまず、事務局から資料説明をお願いいたします。

事務局から資料2「京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会（第1回資料）」について説明

曾我委員長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆様から御質問があればお願いします。

山田委員長代理

御説明ありがとうございました。まず、去年、市長・議員の報酬について見直しがありました。それはあの表を見ると基本的には下がっている形になっているんですけれども、3ページの改正前、改正後で下がっている形になっているんですけれども、実際は改正前の時には、例えば、市長でしたら152万9千円の給与カットがあったという、そういう経過があったかと思うのですが、結果的に今の物価上昇とか仕事内容とかに対応したものにしようということで見直された。今回、行政委員の方についても、市長等のように給与カットが発生していたのかが、お聞きしたいのが一つ。

他都市との比較はすごく大事なかなと思う。京都市はだいたい月額制の場合は上から3番目ぐらいにきてて、いいポジションかな、ちょっとよくわからないですけれども。他都市の神戸市とか横浜市とかだいたい市の大きさとか考えて、悪くない報酬を払っているのかなとの印象を受けました。その一方で大阪市ですね、隣の大きな都市の大阪市は全部日額制になっているのが目立ったんですが、このあたりの背景が何かありましたら教えていただきたいです。

給与課長

まず、1点目の御質問の行政委員の報酬についてもカットしていたのか。この点については、カットしておりませんので、市長、議員のようなカットの有無は検討の外側において、今回検討していただけたと考えております。

2点目の大阪市が全行政委員の報酬について、日額制にしていることの背景ですけれども、先ほど申し上げたとおり、平成21年頃、本市でも住民監査請求や住民訴訟があった時期に、滋賀県含めて様々な自治体の行政委員の報酬について訴訟等が行われました。この時期に報酬を見直した政令指定都市が複数ございまして、平成20年度の前半に見直した政令市においては、多くは行政委員の報酬を日額制にする、あるいは月額制のままだが引き下げた経過がございます。さらに期間をおいて、直近の時期に行政委員の報酬を改定したような都市においては、逆に引き上げた都市もございます。ですので、平成20年代の住民監査請求、行政訴訟があった時に日額制もあって大きく見直された。その後、物価も含めて色んな流れがあったと。本市の場合、そこまでの状況を全て踏まえて、今回、行政委員の報酬の支給方法、あるいは水準を在り方から検討したいと考えております。

山田委員長代理

御説明ありがとうございます。本市が今どのように取り組んでいるのかは分かりました。大阪市の背景はちょっと分かりにくかったですけれども。これは、色んな訴訟がありました、それに応じて、基本は日額制かなというふうにとれるんですけども、でも、月額制でもいいよとのことですよ。これは訴訟とかの結果を受けて大阪市は見直したことがあるのかどうか。

給与課長

大阪市の見直しは訴訟等の動きも踏まえた見直しでございます。

山田委員長代理

わかりました。追加でもう一つよろしいでしょうか。大阪市の日額制というのは、定例会とかに出席したそれに対する日額制ということになっているのでしょうか。

給与課長

必ずしも会議に出た時だけではなく、会議以外の活動に対しても報酬日額を支払える制度になっていると聞いています。

山田委員長代理

ありがとうございます。実際は、よく京都市でも委員の報酬ですね、会議に出たことについて払われますよね。資料にある出勤日以外の業務内容にあるような事前説明であるとか、事前学習ですかね、そういう時間って結構あるかなと思うんですけど、そういうものに対しても日額制の時に支払われているのかどうかがお聞きしたかったのですけれども、支払われているとの回答でよろしいでしょうか。

給与課長

おっしゃるとおりです。

曾我委員長

玉井委員お願いいたします。

玉井委員

ありがとうございます。委員会の活動について、大変詳しく説明していただいて、こちらとして大変勉強になっています。委員会の活動について、具体的に何をされているのかということについて、自分の研究の関心もあるところでお聞かせいただきたいと思うのですが、農業委員会と選挙管理委員会について、お尋ねいたします。

まず、農業委員会さんは設置根拠法とかも農業委員会等に関する法律ということ

ですごく特徴的だなと、面白いなあというふうに思ったんですが、所管事務を見ていると他の委員さんもそうかもしれませんが、例えば36ページの5番とか見させていただくと、地域の農業と直結して活動されている委員会さんなのかというふうに感じた。実際、どういう感じで活動されているのかなというところと、地域農業の将来に直結する非常に重要な活動をこちらの委員会さんはされているというふうに受け止めているのですけれども、こういった活動って本当に目に見えるところと、目に見えないところっていうのがあって、そういう委員会の活動状況というものを市としてどういうふうに把握しておられるのかなということについてまずお尋ねいたします。これが農業委員会の質問です。

2つ目が選挙管理委員会さんの方なんですけれども、ここ数年はですね京都市の方でも市会の選挙があったりとか、区の補欠選挙もあったりして、まあ、業務量が選挙管理委員会として定期的にあるだろうというふうに思うのですけれども、年によっては選挙がない年があったりするかなというふうに思うので、この活動実態として、選挙のある年とない年で業務量に違いはあるんでしょうかというのが質問です。実際に活動が年によってまばらということであれば、このことをどう考えたらいいのかな、というのが質問の意図というところで、まずは、2つお聞きいたします。

給与課長

まず、1点目の農業委員会の委員さんの活動についてです。玉井委員、御指摘のとおり、農業委員におかれては日常の農業活動をしながら周辺の農家さんの相談対応をされております。例えば、農地の貸し借りとか売買とか転用とかそうしたい時に、農地法上どんな手続きがあるのかというような相談は各地域で農業委員さんが受けることになりますし、内容によってはその相談内容を農業委員会事務局とも共有してその後の対応に移っていくと。また、農地の見回りというのも農業委員さんの大事な業務の1つですので、例えば、農地転用を認めた農地について、それが農業委員会に提出された計画のとおりに使われているのかどうか、そういったものをちゃんとチェックをして、もし、計画どおりでない場合は、その後の指導等に移っていかないとなりませんので、その際には、農業委員会事務局と農業委員さんが把握された情報を共有して、その後の動きに移っていくと。そういった形で適宜、農業委員会事務局と情報共有して、必要な動きにつなげるというのが農業委員さんの活動でございます。

続いて選挙管理委員さんについてですけれども、当然、選挙の数というものは年度によって変わるものです。業務負担で言いましたら、実際に選挙の投開票が行われる際には、その開票事務に選挙管理委員さんが立ち会われるというようなこともされていますので、逆から言いますと、選挙があるなしで選挙管理委員さんの負担の大きさは当然変わりうるものでございます。そういった選挙の数によって負担の大きさが変わるということはどう受け止めて報酬の在り方、どうすべきかというの

はこの委員会の中でも議論して行くべきところかなというふうに考えております。

玉井委員

ありがとうございます。農業委員会さんの方は、定期的に何か市のほうと会合とかを持たれたりとかして、具体的に何時間とかではなくて、こんなことやってますよとか、意見交換みたいなのを定期的にされているということによろしいですか。

給与課長

必ずしも会議等に出た時だけ共有することではなくて、色んな連絡手段を使って、随時、事務局とも情報共有してその後の動きにつなげていくということと聞いております。

玉井委員

ありがとうございます。以上です。

曽我委員長

はい、ありがとうございました。5人しかいませんので、全員からお伺いしたいと思います。伊藤委員お願いします。

伊藤委員

伊藤でございます。御説明ありがとうございました。原則、日額制だけでも、条例で月額制にもできるということで、実際の業務量とか負担がどのくらいあるのかという、そこがひとつ重要なのかなというふうに思っております。私、弁護士なので、法律的な手続についてはある程度存じてはおるんですけども、各委員において、審査請求とか不服申立てに関して、どのくらい件数があるのかとか、実際にその申し立てをされた時にその委員がどれくらいの負担とどういうことをされているのか、実際に裁決書を起案する時には事務局がかなり、ある程度担っているのかそれとも委員さん自身が文書作成とか、会議以外にも御自宅において作業をされるようなことがあるのかないのかということを、各委員ごとにですね御説明いただければいいかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

給与課長

各行政委員について、会議出席以外の負担、業務負担のかかり方ということでございます。まず、人事委員から順番に御説明させていただきます。今、御指摘いただいた不利益処分の審査請求等の実績については、まず、資料の9ページにも記載のとおりですけれども、9ページの活動内容の4つ目5つ目の丸のところでございます。例えば人事委員会で不利益処分に対する審査請求の審査、裁決の実績でございますけれども、令和6年度までの過去10年間で5件、内容の重軽ございますの

で各案件について、半年から長ければ2年を超えるような御負担がかかる。勤務条件に係る措置要求については、過去10年間で2件ございました。こうした人事委員会に対して、審査請求が起こった場合の裁決書の起案の在り方ですけれども、裁決書自体を人事委員さんに起案していただくものではなく、まず文案については、事務局で作成すると。その際にですね、例えば、人事委員長におかれては弁護士の方ですので、過去の事案に類似する裁判例とかを御紹介いただくなど、法的な助言をいただいて、そうした助言を基に文案を作成する。事務局で作った文案を各人事委員さんにお渡しして、その内容について精査・検討して、必要に応じて修正を入れると、そういった作成、編成の仕方をしておると聞いております。それについては、勤務条件に関する措置要求、これの裁決書案の作成においても同じと聞いております。続いて、監査委員の住民監査請求等についてですけれども、これについては、資料の15ページを御覧ください。この15ページの活動内容の白黒含めて丸の6個目のところですね、住民監査請求に係る精査・検討の項目において、過去の実績を書いております。例えば令和4年度は4件、5年度は2件、6年度は1件というような実績になっております。監査委員におかれても監査請求の裁決の起案については、事務局が起案してまして、事務局で文案を作った上で、各監査委員に事前説明というものを行った上で、委員の方々から必要な修正、御指示いただいてそれを反映させるというような作成の仕方というふうに聞いております。審査請求等があるのは基本は人事委員会と監査委員ですので、それらの対応の御説明は以上です。同じようなことが言えるもとして、固定資産評価審査委員会がございます。申し訳ございません。固定資産評価審査委員会の委員さんとの関係におかれても、基本、審査の決定書というものについては事務局で作成しておると聞いております。その審査決定書の案を各固定資産評価審査委員さんたちが確認して、必要な修正、追記等を行っていただく、そういった形で完成させているというふうに聞いております。以上でございます。

伊藤委員

ありがとうございます。最後の固定資産評価審査委員会に関して、具体的にどのような内容の審査申出がなされることが多いのかということと、件数がどのくらいあるのか教えていただけますでしょうか。

給与課長

失礼しました。審査の申出の実績でございます。これらの審査は固定資産課税台帳に載っている価格が不服であると申出がなされるわけですが、昨年度であれば、土地の審査申出の件数が34件、家屋の申出が8件、合計42件であったというふうに聞いております。

伊藤委員

これで最後にしますけれども、審査申出がなされたときの処理期間というのはだいたい1件どれくらいの期間で処理されているのでしょうか。案件によっては違うと思いますけれども。

固定資産評価審査委員会事務局事務室

固定資産評価審査委員会事務局です。案件によってばらばらではあるんですけれども、長いものでは、本当に2年かかったりするものもありますし、短いものでしたら半年ぐらいで終わるものもございます。実際には審査自体は決定がされた後に、裁判所に対して不服を申立てられるような、要は取消訴訟がされる場合もございますので、さらに長期になるような状況がございます。以上でございます。

伊藤委員

すみません、確認ですけど、取消訴訟にこの固定資産の審査委員の方が関与することはないということよろしいでしょうか。

固定資産評価審査委員会事務局

取消訴訟になると審査決定に対しての訴訟になりますので、被告が委員会になりますので、引き続き関わることになります。

伊藤委員

取消訴訟はだいたい何件ぐらいおきているんですか。

固定資産評価審査委員会事務局

今、行っている案件は1件ぐらいです。

伊藤委員

ありがとうございました。

曽我委員長

はい、ありがとうございました。今、お答えくださいましたけれども、それぞれの事務局の方がいらっしゃってくださっており、中身や実態のところはお答えいただけるのかなと思いますので、必要があればお聞きいただければと思います。では、続いて塩見委員お願いいたします。

塩見委員

細かい御説明ありがとうございます。私の方はもう一保護者として参加させていただいてまして、仕事も時給のパートをさせていただいておりますので、月給の方のその重圧とかやっぱり負担感とかはあると思うんです。在り方としても、地域の

人から選挙時のお話とかを聞く機会もありますし、色んなお話を聞くんですけども、そういう話を今回色々勉強させていただければと思っています。この数字だけで気になったところで申し訳ないんですけども、27ページの市の選挙管理委員会なんですけど、あの前々段階から前段階の金額がここだけすごく上がっているのはなんでなんだろうなというのは素朴な疑問であったのと、あと最近のニュースで大変申し訳ないんですけども、お米の値上がりとか天候とか色々変化が最近あるので、農業委員会がこういう時にどういう活動がされているのか疑問に思ったのでよろしく願いいたします。

給与課長

まず、選管委員の報酬改定ですが基本的な考え方は、市長の給与改定、それに準じたような改定をするというものなんですけど、御指摘の平成3年12月1日のこの大きな改定は、また、異なった考え方で改定しておる経過で聞いておりまして、その詳細は我々もまだ把握できておりませんので、確認しておくようにします。2点目の農業委員さんのお米の件というのは。

塩見委員

なにかその天候とか、いつもの想定外の時に農業の方々が苦勞されると思うが、そういう相談があったりとか、何か関わり方があるのか疑問に思ったので、もし何か御存知であればよろしく願いいたします。

農業委員会事務局

すみません、お米の価格が上がっているということで、そういう話なんですけれども、そういう農地を見てもらっているんで、そういう今の農業の状況とかですね、そういうものは我々通してですね、我々のところへ情報を上げてもらうというようなことも場合によってはあるということです。それを農政の方へつないでいくようなことをさしてもらっているようなところがございます。ただ、農業委員さんの仕事となりますと、やっぱり農地をどうしていくかの話になりますので、本業としてやっぱりそういう使われていない農地を担い手の方に結び付けていくとかそういう活動をですね地元でしていただいているというようなところです。

塩見委員

ありがとうございます。

曽我委員長

ありがとうございます。今みたいな御質問は大事で、やはりそれぞれ行政委員のみなさんが実際活動されていることに対して、どのような処遇、報酬が適切かという話なので、実態、業務を知らずに我々この後議論をしていくことはできないと思います。ですから、そういうことを今回お聞かせいただける場かと思っています。

これで一通りは終わりましたが、時間的にはまだありますので、2周目に行ってもらってもいいですが。私も質問してもいいのですけれど、最後に確認しようかと。いかがでしょうか。山田委員から2周目いかがでしょうか。

山田委員長代理

すみません、2周目行かせていただきます。今、委員の先生から色んな視点から御質問いただいたので私のなかでもすごく整理ができてよかったです。このA3の表があります。京都市が一番上に書いていただいております。人事委員会では委員長と委員で2万円の差が、監査委員についても代表と委員に2万円の差があるということで、見ていきますと教育委員会はない、選挙管理委員会は3万円でだいたい2、3万ぐらいのこの差をつけていらっしゃるということで、これは実際の仕事内容と責任というところからかなと思います。他の市を拝見させていただくと結構委員長と委員の差が例えば札幌市の人事委員会であれば5万円、仙台市は4万円、さいたま市は4万円というふうに結構差が大きかったりする。それが他の委員会についても京都市よりその差があるかなとの印象があるのですけれども、実際、各市によって委員長と委員の業務内容が違う部分もあるかもしれないですけれども、京都市で委員長と委員の差が小さいというのは何かあるのか。そのあたりもしあるのであれば教えていただきたい。

給与課長

今、御指摘の委員長と委員の報酬額の差、その額の差の明確な根拠というのは今持ち合わせておりません。過去から差があった中で、その差があった報酬を市長等の給与改定の率等を使うことによって改定して、結果今こういった差になっているところです。本日の資料にも記載したとおり、例えば、人事委員会の委員長であれば、委員長の専決事項として例えば解雇予告除外通知の認定とか、委員長ならではの役割負担がございますので、各都市においてそうした役割をどう評価するのかということだと受け止めています。過去の委員長、委員の報酬は京都市内の市長等の給与改定の率を使って改定してきたわけですが、今回はあり方から行政委員の報酬を検討する機会になっておりますので、この検討委員会でご議論いただくにあたっては今ある差が、ある意味絶対のものではなくって他都市においてこういった差が設けられていることも踏まえて、じゃあ、今現在の京都市においては、どういった差をつけたらよいのかあるいは差がない方がいいのかということも含めて御議論いただけたらというふうに考えております。

山田委員長代理

ありがとうございます。よく分かりました。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。では順番に。玉井委員お願いします。

玉井委員

ありがとうございます。それでは市民に対する説明責任とか納得感っていうところからこういった行政委員会の委員さんの報酬についてもやっぱりこう定期的に過去見直しを行ってきたのかなということが疑問で、住民監査請求ですかね、があった時はかなり京都市内でも議論があったんだと思うんですけども、この後どうなっているのかなと。市長・副市長さんの給与見直しの時に参考にされた都市が5つほど挙げられていますけれども、そういった都市と京都市を比較した場合、委員会によっては京都市の方が高いということが見受けられるわけですが、職責とかはもちろん各都市事情があるかと思いますが、扱っている内容は各委員会似通ったものを扱っていると思うんですけど、そこでちょっと京都市の方が高かったり低かったり差が出てることについて委員としてどう考えたらいいのかなというところを素朴な疑問としてお聞きしたい。

給与課長

この間、見直しの経過あるいはどう検討してこれたのかということでございますけれども、市長等であれば報酬等審議会という市長の給与を検討するための審議会が本市の附属機関設置条例で規定されていて、これが議論の枠組みとして存在していて、それでも長い間開催できていなかったですけれども、昨年度23年振りに開催した。行政委員の報酬については、そういった審議会の規定がもともとございませぬ。昨年度の市会での決議も受けて、この検討委員会を設置する条例改正を行ったのが先般の2月市会であったと。こうした行政委員会の報酬を本格的に議論するための枠組み、審議会を形づくったのが今回初めてのことで、そういう点では議論するための枠組みが市長、議員と行政委員はそもそも違ったとの経過がございます。そもそも枠組みが違う中で平成21年度頃住民監査請求があったり住民訴訟が行われて、その時は当然、住民監査請求に対する本市としての裁判で見解を示して、当時、月額制をとっていましたので、なぜ本市が月額制をとっていたのかというのは裁判でもお伝えした。裁判の際に、我々の考えが認められて本市側が勝訴になっていますので、それ以降は考え方を見直すことなく現在に至っているという状況でございます。

もう1点、市長の給与改定をする時に類似の5都市と比較をして結果的に市長は資料に記載のと通りの改定となっております。現在の行政委員の報酬、例えば人事委員会、教育委員、監査委員であれば月額制をとっている政令市の中ではおおむね3位あたりとやや高めのランクにございますので、他の類似都市との比較をとりにいくと今のランクのままになるのかどうかというのはまた変わってくるのかなと思います。ただ、今、他の政令市と比較するにあたって他の政令市でも長らく報酬

改定を行っていない都市もありますのでそこと単純な比較をするのがよいのか、さらに他の様々な要素も加味して検討していただくのがよいのかというのは我々でこの検討委員会に材料を提供させていただきながら御検討いただければというふうに考えています。

玉井委員

分かりました。ありがとうございます。

曾我委員長

はい、ありがとうございます。さっきの山田委員の御質問にあった委員長と委員の差を他都市と比べたときの話もそうですし、今の玉井委員のお話しもそうなんだと思うんですけど、市によってそれぞれ条件が違うと思う。制度的には仕事も一緒だと思いますが、同じ政令指定都市で見ても、合併して例えば農地がすごく大きい市もあれば、そうでないところもあったりする。極端に言えば大阪市のようにそもそも農業委員会を設置しないところもある。当然、それぞれの市としての性質があって、違いがあって、特徴があってということだと思うんです。けれども、お聞きしても分かりにくいのは、そういうのが例えばこういうランキングみたいなので見た時に、上に来たり下に来たりすることを説明できるのかどうかと言われると、それはなかなか難しい。他の市もそうなのかもしれないのだけれども、そもそもこういった報酬を、それぞれの行政委員会を見ていった時に、うちの町はこういう特徴だからこうだね、といった決め方をそもそもあまりしていないのではないかという気もする。結局、何らかの形で決まったものが、その後、上げる下げるということを繰り返して、それぞれのところで上げる下げるという改定をしてきた結果が、今に至っているのかなという気もしています。今回は、それこそさっきの玉井委員の1点目の質問の答えにあったように、全体としてこの行政委員の報酬を見直す場自体を設定してということになるわけですね。そういう形で色んな委員の仕事を横並びにして、まさに今日の説明もそうでしたけど、ずっと通して見てみるみたいな機会は今まであまりなかったという理解でいいんでしょうか。そもそも論みたいなのところですけど、そう理解してよろしいでしょうか。

給与課長

はい。委員長御指摘のとおりでして、これまでの行政委員の報酬の改定の在り方は、基本は市長等の改定があったときにそれに準ずるような改定をする。あるいは、一部、農業委員会みたいなところであれば、農業委員会の数が変わったりしたことを受けて変わるというようなことを行ってきましたので、行政委員を独自に取り上げてしかも6つの行政委員を並べて見てこのようなオープンな場で議論するのは今回が初めてというふうに認識しております。そのときに検討していただくにあたって何を材料にすればいいのか、市長や議員なのか、あるいは他都市なのか、別の

ものさしがあるのか、議論していただきながら我々も考えて材料を提供させていただきながら今回決めて参りたいと考えております。

曾我委員長

ありがとうございました。よく分かりました。ちょっと、すみません、挟むような形で恐縮ですけれども確認させていただきました。2巡目途中で挟んでしまいましたけれども、伊藤委員いかがでしょうか。

伊藤委員

そうしましたらちょっと細かい話で恐縮ですが、実際の業務の負担、内容というところに関することなんですけど、特に委員長職の方は行政委員会の顔でもあって、その会議以外にも例えばもうちょっと大きな京都市の会議に出席するとか議会に出席するとかあるいは他の委員会でも全国の会議に出席するとかですね御負担もあるんじゃないかと思うんですけれども、その中に各委員会に関して、会議とか議会とかそういうものにどの程度、どんな会議に出席されて、どういう御負担があるのか、もし分かれば教えていただきたい。

給与課長

はい。委員長独自の負担ということでございます。人事委員長については、先ほども申し上げたとおり、委員長ならではの専決事項がありますので、当然、委員長ならではの責任、あるいは業務、というものと認識しております。また、選挙管理委員会の市選管の委員長におかれても、先ほど御説明したとおり、政令指定都市の選挙管理委員会の委員長会議があったり、あるいは各種会合に出席してということで委員長だから出席する会議というものがございます。委員長というような役割との関係で申し上げますと、例えば、監査委員については、冒頭、資料で御説明したとおり、代表監査委員という者が常勤の者が選任されておりますので、今、議論の俎上に上がっておる非常勤の監査委員ではなくて、常勤の代表監査委員が例えば議会への出席をしておるわけですので、非常勤の監査委員さんにおかれてはそのような役割はない。また、教育委員におかれては、こちらも常勤の教育長というものがございます。教育長が基本は議会等の対応を行います。ただ、本市の教育委員においては、やや特色がございまして、今、議論している非常勤の教育委員におかれても市会の委員会に順番のような形で出席いただいて、実際に議員さんとも質疑も行っていただく、そこが委員長じゃなくても、そういった役割を担っていただいていたと、そういったような形で、委員長的なポストがあって役割を担っていただいている人事委員会や選管、代表的な役割は常勤の者が担っている監査や教育委員があったりというのが現状でございます。

伊藤委員

ありがとうございます。教育委員に関しては、委員さんが市会の方に出て、場合によっては答弁することもされているということでございますか。

給与課長

おっしゃるとおりです。

伊藤委員

各種会議に出たり、連合会ですかねに出た時にですね、この月額報酬以外に何か日当とかですね、旅費は出るんでしょうけれども、他に何かあの報酬が出たりすることはあるのでしょうか。

給与課長

委員としての報酬は選管委員であれば月額制でお支払いしておりますので、会議等への出張においては費用弁償というような形で旅費のような形で別途支給しており、です。報酬は別に支給するものではないということでございます。

曾我委員長

ありがとうございました。塩見委員お願いします。

塩見委員

あまり日頃から関わりのある委員会が多くないのですけれども、かろうじて、選挙管理委員会、委員長さんは色んな会議に参加されるというお話をさっき伺いましたんですけど、過去、事例として、この何か選挙があるときに、一委員さんが、選挙の期間中とか、選挙当日とか、どういう活動をされているのかっていうのを、ちょっと伺いできたらなと思います。

選挙管理委員会事務局

すみません、選挙管理委員会事務局でございます。委員さんでございますけれども、まず、選挙期間中でございますけれども、この前も参議院選挙がございました。街頭啓発でございますね、委員さんみなさんで、この前は区選管と合同で、啓発物品ですね、そういった街頭啓発をしております。当日は、全市の開票が終わるまで委員長はじめ選管の委員さんみなさん来ていただきまして、開票をしているところでございます。以上でございます。

塩見委員

ありがとうございます。時給で働くアルバイトで時給換算を、日数とか所要時間とかを聞いていると、そうかこれぐらい月給、そうか月額これぐらいかということ

を、単純に比較してしまって、申し訳ないですけども、どんな活動をされているのか疑問に思っただけで質問させていただきました。ありがとうございます。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。3周目はさすがにと思いますので、ちょっと私の方からも質問させてください。2つあるんですけども、まず一つは、途中で玉井委員のお話しにもありましたけれども、その時は選管で、選挙がある年とない年で違いがあるのではないかといたお話をされていました。しかし、よく考えてみると他の行政委員の場合でも、すごく忙しくなる年とかがあり得るのかなという気がする。例えばですけど、教育委員会なんかも普段からお忙しいでしょうけど、やっぱり、教育なので、学校で何か問題があったり、事件があったりするということになると、対応が必要になったりする。何年かに1回起こるようなこともあるのではないのでしょうか。今回だと3年、どの委員会についても、過去3年だとだいたいこんな感じで、あんまりばらつきがありませんといったお話で、どれもそうかなという感じですが、これをもっと長く5年とか10年とかで見たときに、極端にすごく時間をとるような年もあるとかいうタイプの委員会ないし、行政委員があるのかないのか、ということをもし御存知であればお聞かせいただければと思います。

2点目はですね、ちょっとこれは今までの委員のみなさんのお話しに出てこなかったような話かと思うんですけど、やはり、報酬をお支払いするというのはどんなお仕事でもそうかと思えますけれども、当然、低ければなかなか来てくれない。昨今、どこも人手不足というような話がありますね。そういう観点からしたときに、今現状で、それぞれの月額なり日額の額が決まっていて、実際、委員の皆さんに就任いただいているわけです。その際、みなさんお金のためにやっているわけではないと思う。ここにいる委員のみなさんも決してお金のためにやっているわけではないです。もちろん、色んな形で貢献したいということですね。しかし、だとしても、色々忙しかったり、本務のところで色々な役割を担われている方を集めるとか、来ていただかないといけないわけですよ。そうした観点からした時に、それぞれの事務局のみなさんから見て、今の現状でも、結構、人集めがしんどいんですとか、かなりお願いするときに色んな形で、無理をお願いしないと、なかなか来てもらえないようなタイプのところはないのでしょうか。委員の性質によって、委員になられる方が色々だと思うんです。専門知識をお持ちの方が委員になられるタイプの委員会もあると思いますし、そうでない委員会もあると思うので、そのあたりちょっと感触的にわりとずっと引き受けてくださるのか、結構なついでに苦勞しているのか、そのあたりを教えていただくと参考になるかなと思います。以上2点お願いします。

給与課長

今御指摘いただいた、大きく2点、過去3年ではなくて5年10年の長いスパン

で見た時の行政委員会の委員さんの負担の大きい小さいの波があるのかないのか、2点目の現在の行政委員の担い手確保の状況、これについては各行政委員会事務局から順番に御説明させていただきます。

人事委員会事務局

すみません、人事委員会事務局の方から御報告させていただきます。過去10年ぐらいでいいますと、資料の9ページにも記載をさせていただいておりますけれども、例えば、この不利益処分に関する審査請求の審査、裁決については、昨年度までの過去10年間で5件ということになっておりますので、任期が4年ということでございますので、おおむね1回の任期あたり2件ほどは審査請求の案件を対応していただいている形になっております。その審査請求の中でも、案件により色々長短はあるんですけれども、特に口頭審理に移った場合につきましては、各委員さんにももちろん口頭審理に出席していただいた上で、委員長については、裁判長のような役割を担っていただくということで、かなり御負担が大きくなるのかなと思っていきます。それから、報酬の面で人選が厳しくなるかの御質問についてでございますけれども、特に委員長につきましては、弁護士の方をお願いを過去からさせていただいておりますので、そのあたりやはり専門的な法的な知見というのが我々としては求めているところでございますので、それに見合う報酬というのは必要であるというふうに思っておりますし、あと、京都府さんの人事委員会にも同じように弁護士の方が委員長に就任していただいているところで、京都府との比較という意味でも同じような水準は必要なのかなと思っております。以上でございます。

監査事務局

監査事務局でございます。監査事務局につきましては、毎年、定例に行う監査、審査、検査等でございますけれども、やっぱり大きく状況が変わるということで言いますと、住民監査請求が行われますと60日以内に監査結果を出さなければいけない、ということで、それまでに要件を満たすのか、又は必要に応じて陳述の聴取といたしまして請求人からの陳述を受けるという場を設定するとその後で請求書の内容を精査したうえで、監査結果をどのようにするのか、棄却するのか、又は勧告を行わなければならないのかなどですね、すごい短い期間で判断していかなければならないという事情がございます。先ほども御説明ありましたが、令和6年度には1件ございました。けれども、令和6年度の末にございまして、監査結果を出したのは今年の5月に1件、監査の結果を発表したということ、その後、続けてもう1件監査請求が今年度出てきておりますので、結果としては、先週、監査結果を発表しまして、そういったのが2件連続で対応している状況でございます。ですので、こればかりは請求されるかどうかで大きく変わりますので過去で言いますとかなりの件数の監査請求が行われた年もございますので、そういったものがあればバタバタと対応いただくということになる事情があるということでございます。あ

とは報酬の金額が人員確保に影響するかということでございますけれども、先ほど、業務内容の説明にあったとおり、丸の黒印をつけたところは識見委員のみの業務ということで説明いただいておりますけれども、これについてはですね相当な決算資料とかを見ていただいたうえで、助言をいただくということを識見監査委員の方にお願いしております。会計士の資格を持ち、また、税理士の資格をお持ちという観点で、まずはしっかり見ていただいたうえで事務局職員が実地調査をしてまいりますのでそれに向けての助言をいただきながら、監査を進めていったり、審査を進めていったり、そういったことをしている状況でございます。そういったことを踏まえますと、やはり知識的なものですね、資格的な知識がございますけれども、長年の経験ということも非常に役立てていただきながら助言をいただいているところですので、そういった方々に御就任いただくためには一定の水準の報酬額が必要でないかというふうに事務局としては考えているところでございます。以上です。

教育委員会事務局

失礼いたします。教育委員会事務局でございます。教育委員会の方では資料21ページに教育委員会、教育委員に担っていただいております所管事務が1から19までございます。多岐に教育行政全般の審議もいただいております。教育委員会での規則であったり、条例改正から学校のトラブル対応、事案対応まで大きいものについては、教育委員のみなさまにも審議いただいている状況でございます。そういったなかで、毎年何かしらの事件、事故対応はあるのですが、特に大きなものとしましては、教科書採択があげられるかなと思っております。京都市内一円の教科書を何を使うのかを採択する大変大きな決議事項となっております。これが4年に一度、小学校、中学校で採択が行われておりまして、小学校、中学校は違う年度に採択を行いますので、任期であります4年間のうち、小学校と中学校、一回ずつは採択が必ず当たってくるかなと思っております。この採択が4月から8月にかけて、集中的に審議を行うことになっていまして、この2年間は一番緊張がある負担の大きい2年間であると考えております。続きまして、担い手についてですが、20ページの委員の選任に記載をしていただいておりますが、教育学術及び文化に関し識見を有する者というふうに書かせていただいております。幅広く色んな分野から専門家の方にお越しいただくということで、分野がある程度かぶらないように分散するような観点で専門分野をまず、検討いたしまして、その専門分野で見識の高い方からお選びをさせていただいておることになりますので、また、いじめとかトラブル対応の責任ということも勘案しまして担い手ということは簡単に見つかるものではないと考えております。以上でございます。

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局でございます。資料27ページのところでございますけれども、選挙結果に対する異議申立てですけれども、令和6年度からの過去10年間

で4件ございます。委員さんの任期はおおむね4年でございますので、結果、2件ぐらいは異議申立てがあります。2点目の成り手不足でございますけれども、選挙管理委員会の方は議会の方で選挙されますので、我々の方では選任、そういう行為はございません。ただ、他の都市を聞いておりますと、例えば、月額報酬が変わったとかで、聞いている範囲ではそこまで成り手不足にはなっていない、そこまで確認できていない状況でございます。以上でございます。

農業委員会事務局

すみません、農業委員会事務局でございます。36ページを御覧ください。主な所管業務を書いておりますが、農地についてはですね農業委員会では農地等の権利移動の許可に係る決定、農地転用の意見具申、また、相続税納税猶予に対する必要な証明書の承認といったような業務をやっております、これ毎月、定例会がありまして、そこで審議をしているというところで、この件数が多いとですね農業委員さんの負担が大きくなっていくことになるんですけれども、これは毎年、どっかの年が極端に多いとかですね、そういうことはあまりなくて、だいたい同じぐらいの件数をさばいているような状況がございます。成り手の話なんですけれども、これが報酬水準と関係するかという話なんですけれども、農業委員さんですね農家さんになっていただいているんですけれども、農家さんの高齢化が進むなかで、そのことでなかなか人材確保が困難になっているところがございまして、報酬の水準が変わることの影響は、分からないのが正直なところでございます。以上です。

固定資産評価審査委員会事務局

すみません、固定資産評価審査委員会事務局でございます。固定資産評価審査委員会の説明の方は資料の41ページから載せさせていただいております、42ページの主な所管事務というところで固定資産課税台帳に登録された価格について、不服がある場合に審査の申出に対する審査の決定を行うというものでございます。審査申出の案件なんですけれども、基本的には、お持ちの固定資産の評価が変わるタイミング、例えば、新築が建った場合は、その翌年にはじめて課税されるケースとか、あとは評価が変わった翌年から評価額が変わって課税される、そういった変化がある時に申出ができるというものになりまして、ただ、3年に1度、評価替えで全件評価額を見直します、評価替えの年度は対象とすれば全件となってきます。評価替えの年度は直近で申しますと令和6年度でその前は令和3年度で、3の倍数の年度の年なんですけれども、そういった時はどうしても件数が多くなります。令和6年度は先ほど申し上げたとおり、土地で言うと34件、家屋で言うと8件ございました。また、多い少ないでいうと、他の年が少ないから、じゃあ業務が少ないかと申しますと、そういうわけではなくてですね、3年に1回評価替えの年に件数が多くございまして、複雑な案件は比例して業務も多くなりますので、複雑な案件が2年審議にかかってしまいますと、結果的に業務量はならされている状況にな

っております。あと、成り手の話ですけれども、やはり審査決定は準司法的な判断を要するということになります。先ほど申し上げましたとおり、その決定に対し不服を持たれる方が、結果的に取消訴訟に発展する場合もございますので、責任もございますし、そもそも、固定資産の評価というかなり専門的なお話になりますので、資料の43ページの委員名簿に載せさせていただいておりますけれども、弁護士、税理士だけでなく一級建築士や不動産鑑定士の方も来ていただいております。そういったことから一定の報酬水準を保つ必要があると思っております。以上です。

曾我委員長

はい。ありがとうございました。それぞれの事務局のみなさんから実情について、お聞かせいただきました。実際のところは、こうして聞かないと分からないと思いましたが。ありがとうございます。時間的にも迫ってまいりましたが、2回御質問もいただいて、行政委員の職務内容とか活動状況とか報酬について、共有できたかなと思っております。次回は実際にその報酬の在り方について、意見交換をしていく会になるかと思いますが、その前に今日は実態を把握する会ということなので、もう少し必要なところ、深く知りたいとか資料が必要であれば、具体的に指示いただければ用意していただけるとのことですので、何か今日のお話とかを踏まえて、委員のみなさまからこういった資料がもう少し、今後の議論のために必要だとかございますかね。いかがでしょうか。

塩見委員

先ほどお話いただいた時に他都市でも長く改定していないところもあるとお伺いしたので、もし他都市の改定状況とか分かったらありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

給与課長

はい。他都市の行政委員の報酬の改定の時期をまとめた資料を作成して、次回提出できるように準備いたします。

曾我委員長

はい。ありがとうございます。他都市の状況、それぞれの経緯があるのだと思います。用意していたければと思います。他に追加の資料は何か。山田委員お願いします。

山田委員長代理

月額制が京都市は基本になっているんですけれども、固定資産の関係だけ日額制、他都市で例えば、日額制をとっているところで、大きなところでは人事委員とか監査委員とかでも、教育委員会でも、日額制をとっているところの実際の支払い額は

把握することはできるのでしょうか。

給与課長

一度、該当都市にも照会をかけまして、教えていただけるかどうかも含めて、確認したうえで、次回、御報告するようにいたします。

山田委員長代理

すみません、もしわかれば。

曾我委員長

はい。ありがとうございます。日日いくらとか、実際どれくらいなのか、もしわかればお願いします。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、これ以降も新たにということあれば、十分な情報に基づいて、結論まで議論していくのが大事かと思しますので、必要があれば、また、おっしゃっていただければと思います。次回に向けては、とりあえず2点を事務局にはお願いしたいと思います。

少し早いですが、もう言い残したことはないですか。大丈夫ですか。ありがとうございます。では、本日の議事は以上になります。事務局におかれましては、次回の委員会開催に向けて、資料を含めて準備をお願いします。それでは、最後に、進行を事務局にお返しします。

7 閉会

司会（人事部長）

曾我委員長ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、活発な御発言をいただき、誠にありがとうございます。なお、議事録についてですけれど、事務局で作成のうえ、委員の皆様に御確認いただきまして、その後、公表を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いします。また、次回の開催日につきまして、改めて確認の上、御案内させていただきます。それでは、本日、2時間弱に渡りまして、御協力いただきました。本日の検討委員会は、これにて閉会します。誠にありがとうございました。報道機関の方から順に退場願います。

(以上)